

別表第2

長泉町訪問系サービス サービスコード表

1 長泉町訪問型サービス(独自)サービスコード表(介護予防訪問介護相当サービス)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週1回程度の場合 1,176 単位			1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ1日割			日割の場合 ÷ 30.4日	39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービスⅠ2		(2)週2回程度の場合 2,349 単位			2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービスⅠ2日割			日割の場合 ÷ 30.4日	77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービスⅠ3		(3)週2回を超える程度の場合 (要支援2のみ) 3,727 単位			3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービスⅠ3日割			日割の場合 ÷ 30.4日	123単位	123	1日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ1	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)週1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ1日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ2		(2)週2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ2日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ3		(3)週2回を超える程度の場合(要支援2のみ)		37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ3日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ1	業務継続計画未策定減算	(1)週1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ1日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ2		(2)週2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ2日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ3		(3)週2回を超える程度の場合(要支援2のみ)		37単位減算	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ3日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等 にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ロ 初回加算				200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ハ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ニ 口腔連携強化加算				50単位	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	ホ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 270/1000 加算		1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 287/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 248/1000 加算			
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 268/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算			

※「ニ 口腔連携強化加算」は1月に1回限り加算できるものとする。

※「介護職員等処遇改善加算」においてはイからニまでにより算定した単位数の合計を所定単位とする。

※「訪問型独自サービス同一建物減算」を算定する場合であっても、支給限度基準額の算定にあたっては、減算する前の所定単位数を用いる。

※「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目とする。

別表第3

1 長泉町通所型サービス(独自)サービスコード表(介護予防通所介護相当サービス)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1 1,798単位		1,798	1月につき		
A6	1112	通所型独自サービス11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	59単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		(2)要支援2 3,621単位		3,621	1月につき		
A6	1122	通所型独自サービス12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	119単位	119	1日につき	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)事業対象者・要支援1		18単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)要支援2		36単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	(1)事業対象者・要支援1		18単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		(2)要支援2		36単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			要支援2	752単位減算	-752		
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活上向グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算				100単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ハ 若年性認知症利用者受入加算				240単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ニ 栄養アセスメント加算				50単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ホ 栄養改善加算				200単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	ト 一体的サービス提供加算			480単位加算	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88		
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			要支援2	176単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			要支援2	144単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			要支援2	48単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ1		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20		
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ル 科学的介護推進体制加算				40単位加算	40	1月につき

A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 111/1000 加算		1月につき
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/1000 加算		
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 118/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/1000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/1000 加算		
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 117/1000 加算		
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 127/1000 加算		
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 115/1000 加算		
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/1000 加算		
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 105/1000 加算		
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 89/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成単位数 (4月～)	算定単位
種類	項目								
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1		1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超				59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		(2)要支援2		3,621 単位		2535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超				119 単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成単位数 (4月～)	算定単位
種類	項目								
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1		1,798 単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠				59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		(2)要支援2		3,621 単位		2535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠				119 単位		83	1日につき

2パターン目の単位数を設定する場合 通所型サービスA 3～5時間型（×0.8相当）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成単位数 (4月～)	算定単位
種類	項目								
A6	1211	通所型独自サービス211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1 1,438単位				1,438	1月につき
A6	1212	通所型独自サービス211日割			日割の場合 ÷ 30.4日	47単位		47	1日につき
A6	1221	通所型独自サービス212		(2)要支援2 2,897単位				2,897	1月につき
A6	1222	通所型独自サービス212日割			日割の場合 ÷ 30.4日	95単位		95	1日につき

3パターン目の単位数を設定する場合 通所型サービスA 1.5～3時間型（×0.6相当）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成単位数 (4月～)	算定単位
種類	項目								
A6	1311	通所型独自サービス311	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1 1,079単位				1,079	1月につき
A6	1312	通所型独自サービス311日割			日割の場合 ÷ 30.4日	35単位		35	1日につき
A6	1321	通所型独自サービス312		(2)要支援2 2,173単位				2,173	1月につき
A6	1322	通所型独自サービス312日割			日割の場合 ÷ 30.4日	71単位		71	1日につき

※事業所が送迎を行わない場合、イ(1)である「A6 1111」、「A6 8001」、「A6 9001」、「A6 1211」、「A6 1311」を算定している場合は1月につき376単位を、イ(2)である「A6 1121」、「A6 8011」、「A6 9011」、「A6 1221」、「A6 1321」を選定している場合は1月につき752単位を限度とする。ただし、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合の「A6 6105」、「A6 6106」を算定している場合は、この限りではない。

※「ト 一体的サービス提供加算」は別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、町に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に算定する。ただし、「ホ 栄養改善加算」、「ヘ 口腔機能向上加算」を算定している場合は、算定しない。

※「介護職員等処遇改善加算」においてはイからルまでにより算定した単位数の合計を所定単位とする。

※「通所型独自サービス同一建物減算」を算定する場合であっても、支給限度基準額の算定にあたっては、減算する前の所定単位数を用いる。

※「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目とする。

別表第4(第7条関係)

長泉町介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・要支援2	442単位	442	1月につき
AF	2211	ケアマネジメントB		442単位	442	
AF	2112	介護予防ケアA虐待防止未実施減算		高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算	438単位	
AF	2113	介護予防ケアA虐待防止未業務継続計画未減算		業務継続計画未策定減算 4単位減算	434単位	
AF	2114	介護予防ケアA業務継続計画未策定減算		業務継続計画未策定減算 4単位減算	438単位	
AF	2212	介護予防ケアB虐待防止未実施減算		高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算	438単位	
AF	2213	介護予防ケアB虐待防止未業務継続計画未減算		業務継続計画未策定減算 4単位減算	434単位	
AF	2214	介護予防ケアB業務継続計画未策定減算		業務継続計画未策定減算 4単位減算	438単位	
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位	300	
AF	6001	委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位	300	
AF	7001	介護予防ケア・処遇改善加算	ニ 介護職員等 処遇改善加算	ケアマネジメントA・Bのみ	9単位	
AF	7002	介護予防ケア・処遇改善加算・初回			16単位	
AF	7003	介護予防ケア・処遇改善加算・初回・委託連携			22単位	
AF	7004	介護予防ケア・処遇改善加算・委託連携			16単位	
AF	7005	介護予防ケア・虐待防止未・処遇改善加算		高齢者虐待防止措置未実施減算	9単位	
AF	7006	介護予防ケア・虐待防止未・処遇改善加算・初回			15単位	
AF	7007	介護予防ケア・虐待防止未・処遇改善加算・初回・委託連携			22単位	
AF	7008	介護予防ケア・虐待防止未・処遇改善加算・委託連携			15単位	
AF	7009	介護予防ケア・虐待防止業務計画未・処遇改善加算		高齢者虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算	9単位	
AF	7010	介護予防ケア・虐待防止業務計画未・処遇改善加算・初回			15単位	
AF	7011	介護予防ケア・虐待防止業務計画未・処遇改善加算・初回・委託連携			22単位	
AF	7012	介護予防ケア・虐待防止業務計画未・処遇改善加算・委託連携			15単位	
AF	7013	介護予防ケア・業務計画未・処遇改善加算		業務継続計画未策定減算	9単位	
AF	7014	介護予防ケア・業務計画未・処遇改善加算・初回			15単位	
AF	7015	介護予防ケア・業務計画未・処遇改善加算・初回・委託連携			22単位	
AF	7016	介護予防ケア・業務計画未・処遇改善加算・委託連携			15単位	